

# 一般社団法人 鳥取県作業療法士会

## 休会規程

平成26年4月26日

### (目的)

第1条 この規程は、この法人の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (休会理由)

第2条 正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

### (期間)

第3条 休会期間は、1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

### (条件)

第4条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年4月1日から5月31日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって4月1日に遡って休会することができる。

- (1) 休会届（別記第6号様式）に必要事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の3月31日までに会長に提出すること
- (2) 日本作業療法士協会が発行した休会証明書の写しを前号の届に添付すること。但し、前号の届出時点で休会証明書の提出が間に合わない場合は、休会証明書を受取した後に速やかに提出すること
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること

### (義務の免除)

第5条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

### (権利等の停止)

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 社員総会での議決権
- (2) この法人が主催する学会及び研修会への参加

(3) 県士会ニュースや学会誌、その他この法人発行物の受取

(復会)

第7条 休会中の正会員は、第7条に規定する休会延長の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(休会延長)

第8条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会する者は、第4条の各号の手続きを行い、理事会で承認を得ることによって休会を延長することができる。

2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、当該年度から自動的に復会する。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。